

令和5年 第3回

教育委員会定例会会議録

令和5年3月13日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2607号

令和5年第3回定例会

日 時 令和5年3月13日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」

教 育 長

浦 田 幹 男

教育長職務代理者

田 谷 克 裕

委 員 員

中 村 博

委 員 員

寺 原 真希子

委 員 員

山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」

教 育 推 進 部 長

星 川 邦 昭

学 校 教 育 部 長

上 村 隆

教 育 長 室 長

佐 藤 博 史

生涯学習スポーツ振興課長

竹 村 多賀子

教育指導担当課長

篠 崎 玲 子

「書 記」

教 育 総 務 係 長

本 城 典 子

教 育 総 務 係

榮 友 美

「議題等」

日程第1 報告事項

- 1 令和5年第1回港区議会定例会の質問について
- 2 学校施設開放事業における運用の見直しについて
- 3 「ヤングケアラー実態調査」の結果について

「開会」

○教育長 時間になりましたので、ただいまから、令和5年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしくお願ひします。

日程第1 報告事項

1 令和5年第1回港区議会定例会の質問について

○教育長 それでは、日程第1、報告事項に入ります。「令和5年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料1を御覧ください。3月14日、15日と第1回港区議会定例会につきまして、8名の議員から24本の質問がございました。教育長答弁について、ご報告をいたします。

おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。鈴木たかや議員からの質問になります。1番です。「港区における部活動の地域移行推進策について」ということで、現在の状況と今後の進め方です。文部科学省とスポーツ庁が推進する部活動の地域移行については、令和4年度に部活動在り方検討委員会を開催し、部活動ガイドラインの見直しを図り、部活動の地域連携についても議論をしていくことになっていますが、港区における部活動の地域移行推進策の現在の状況と今後の進め方について教育長にお伺いします、という質問です。

教育長答弁です。現在、各学校は部活動についての活動方針を定め、顧問又は部活動指導員が指導・管理し、さらに外部指導員等の協力を得て運営しております。教育委員会は、生徒にとってより魅力的で質の高い部活動や顧問を務める教員の働き方の改善に資するため、来年度から区立中学校全107の部活動に部活動指導員を配置し、部活動の運営主体をこれまでの教員から部活動指導員へと移行していく予定です。

さらに、国の部活動に関するガイドラインや、区の部活動の在り方検討委員会での議論を踏まえ、各中学校を拠点とした特色ある部活動を区立中学生が学校の垣根なく自由に所属・活動できるようにし、これまで以上に充実した部活動を推進してまいります、と回答しております。

あと二つ、ご紹介いたします。進みまして、8ページを御覧ください。清原和幸議員の質問になります。「規範意識の醸成に向けた取組について」ということで、質問の中身ですが、学校においては、何より学力向上が求められていると思いますが、私はそれ以前に、子どもたちの規範意識の醸成が一番大切であると考えます。教育長のご所見を伺います、ということです。

教育長の答弁です。国は、「知・徳・体」のバランスの取れた力を学校教育で育むことを目標としておりますが、港区教育委員会では、この順番を「徳・知・体」として「徳」に重点を置き、自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、思いやる心の育成に取り組んでおります。

各学校では、児童・生徒の集団や社会の一員としてよりよい人間関係を築こうとする社会的資質を伸ばすとともに、自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援できるよう、児童・生徒が考え・議論する道徳授業や、いじめをはじめとする、様々な人権課題への理解と認識を深める人権教育にも積極的に取り組んでおります。教育委員会は、今後も各学校が家庭は基より、町会・自治会や、「社会を明るくする運動」などに取り組んでいる保護司会等関係団体を含む地域とも連携・協力しながら、児童・生徒の規範意識の醸成に取り組んでいけるよう支援してまいります。

最後にもう1点、9ページを御覧ください。山野井つよし議員の2番「不登校について」になります。質問の要旨です。港区では増加する不登校の子どもたちにどのように対応していくのか、さらなる対策が必要だと思いますが、区の考え方をお聞かせください、ということです。

教育長答弁です。教育委員会は、コロナ禍での不登校児童・生徒の増加を喫緊の課題として捉え、オンラインを活用した学びの保障や不安や悩みへの相談対応等、不登校児童・生徒に寄り添い、対応してまいりました。

来年度は、スクールソーシャルワーカーがこれまでの学校の依頼に基づき家庭に訪問することに加え、各学校に週1日勤務することで、児童・生徒・家庭への支援を充実してまいります。さらに、適応指導教室でのオンラインを活用した取組を強化するなど、対面とオンラインを併用し、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな対応をより充実させることで、多様な社会的自立を支援してまいります。

3本ご紹介しましたけれども、ほかに21本あり、全体で24本でございます。御覧いただきたいと思います。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○寺原委員 学校給食費の無償化について、今回も複数の政党をまたいでご質問があったかと思います。どれぐらい前から議論になっているのでしょうか。

○学務課長 無償化については、昨年の9月ぐらいから、葛飾区では無償化にするという議論、発表があつてから、特別区内の方では議論が片づいて、導入をするという形になります。

○寺原委員 現時点での区の考え方については、課長が答弁をされているとおりと理解はしているのですが、多くの方が関心を持っていることかと思いますので、我々としてもきちんと理解をしておくべく、議論の場を持った方がいいように思いました。

○学務課長 そういうたたきの場を設けさせていいと思いますが、我々の考え方をまず情報提供させていただいて、ご説明をさせていただいた後に、必要であればそういうたたきの場もさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 今の関連なのですけれども、この間の予算委員会の学務課長の答弁とかを聞いていても、理屈は分かっているのですけれども、やはり港区はほかの区に先立ってそういう制度をやる訳ではなく、ほかの区からもう色々と出てきていると。港区は、それなりに予算的余裕もあるという中で、それをなぜやらないのかという質問は、ここにも出ているように、もう党派に関係ないと思うのです。それぐらい皆さん、やはり給食の無償化については期待を持っていると思うのです。

区としては、しょうがないのですが、具体的な説明はもう少し必要と思います。

要するに、学校給食により、保護者負担となっているのだと。だから、その保護者負担を軽くするためには、色々な努力をしていますと。いや、そんなことは話していないよと。無償化してくださいと。無償化する区も出てきているではないですかと。なんで港区はそれに踏み込めないのですかと。国の責任だけれども、法律で国ができないのだったら、区で、地方自治体で、やることは自由なはずですよねと。無償化に関しては、法律的な規制はないはずですよね。だから、その部分からすると、やはりもう少し具体的な説明をしないと、どうなのかなと、私も正直聞いていて思いました。

○学務課長 先程情報提供させていただくという中に、区の考え方。こういったところにお金を使っていますよとかも含めて、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2 学校施設開放事業における運用の見直しについて

○教育長 それでは、次に行きます。「学校施設開放事業における運用の見直しについて」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日3月13日付、報告資料ナンバー2を用いまして、ご説明いたします。

報告内容でございます。学校施設開放事業におきまして、使用団体の利便性向上、学校の負担軽減を図るため、令和5年10月から「施設予約システム」を導入すること。また、システムの導入に合わせまして、開放時間、開放方法の運用を見直すことについて、ご報告いたします。

項番1「経緯・背景」でございます。港区教育委員会では、全ての区立小・中学校におきまして、学校教育に支障のない範囲で、校庭や体育館などを地域の皆様に開放しております。令和2年10月に「ICT等を活用した行政サービスの利便性向上に向けた取組指針」が出され、学校施設開放事業におきましても、他の区有施設と同様に、システムを導入するよう検討してまいりました。検討に当たりましては、各届出団体へのアンケート調査や説明会を実施し、ご意見を頂戴してきました。アンケートは147団体から回収し、説明会には延べ195団体に参加いただき、多くのご意見をお寄せいただいております。

主なご意見は、システムの導入で利便性が向上することはいいことだが、抽選予約となることで、これまで地域で活動してきた子どもたちが、学校で活動できなくなることが心配であるという声が多くございました。また、議会からも同様のご意見を多数頂戴しております。

こうしたことを踏まえまして、利便性の向上と学校負担軽減だけでなく、これまで学校施設を使用して活動してきた届出団体への配慮を踏まえた学校施設開放事業の見直しを行うこととしました。

見直しに当たりましては、届出団体の代表者や学校関係者等で構成する「学校施設開放運営委員会」を令和4年7月から12月まで全4回開催いたしまして、その都度、区ホームページにおいて募集した意見を反映させながら、検討を進めてまいりました。

続きまして、次ページの項番2でございます。「学校施設開放事業の課題」についてです。主に(1)申込手続の煩雑さと学校の負担。(2)既存団体の活動の維持。(3)新規団体が活動できる時間・場所の不足。(4)学校施設の安全確保。この4点でございます。

項番3でございます。課題解決のための「見直し内容」についてです。まず(1)使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減のためには、現在、区長部局を中心に、全庁で取り組んでおります施設予約システムに、学校施設開放事業における全ての小中学校の施設を対象といたします。これにより、パソコンやスマホからのオンライン申請を可能とし、また予約状況も確認できるようになります。

次に(2)の「ア 既存団体の活動維持のための配慮」でございます。子どもたちを中心とする地域の既存団体の活動は、子どもたちの体力向上や維持に大きく貢献しており、これまでのように学校施設を安定的に継続して使用できることが重要となってまいります。子どもたちがこれまでと同様に地域でスポーツができる環境を確保し、体力の向上や維持ができるよう、システム導入後も既存団体の活動を存続できるように、団体の活動経緯や目的、構成員等の状況を踏まえ、こちらに記載しております①②③の団体につきましては、事前に一定程度の使用枠を確保することいたします。

次に「イ 申込みの優先順位」についてです。これまでの説明を踏まえまして、システムによる申込みについては、これまでどおり「学校行事等」の学校教育を最優先とした上で、次に区が実施します地域スポーツ教室やスポーカル等の地域でのスポーツ活動。さらに、子どもたちを中心とする既存団体を優先し、その後、これまで学校施設を利用できていなかった新規の学校施設等使用事前届出団体がシステムで抽選申込みを行い、最後に区民以外の団体である一般団体が空き枠の申込みをできるようにいたします。

そちらの流れを示したものが、3ページの図でございます。なおシステムでの抽選申込み及び空き枠申込みの上限枠は、ほかのスポーツ施設と同様に10枠といたします。

次に(3)新規団体の活動場所を確保するための見直しです。まず「ア 開放時間枠の見直し」についてです。先程の(2)の説明を踏まえまして、既存団体の活動に配慮しつつも、新規の団体も学校施設を使用できるように開放時間を拡大するとともに、開放枠を細分化いたします。

別紙A3の資料を御覧ください。こちらの左側の部分が、現在の開放状況でございます。右側が

見直し後の開放時間と枠組みとなります。また、右側の上は小学校での開放イメージとなっております。部活動がありませんので、17時から開放時間とし、さらに21時までの4時間を2時間ずつに区切っております。

これは、現状の実態に即したものになっておりまして、小学校を中心とする団体の場合は、概ね19時半ぐらいまでには練習を終了しているケースがほとんどです。そのため、既存団体には事前に使用枠を確保する代わりに19時までの使用とさせていただき、19時から21時につきましては、新たな開放枠としたいと考えております。

同様に、大人の方を中心とした活動の場合は、開始時間を19時からとしていただくようにいたしまして、17時から19時を新たな開放枠としたいと考えております。下の段の中学校につきましては、18時30分までが部活動の時間となっておりますので、19時から21時の1枠のみの開放といたします。

次に、土日祝日についてです。これまで小学校も中学校も左側の表にあるとおり、午前、午後、夜間の3枠を開放しておりました。午前3時間、午後4時間、夜間4時間となっております。これを9時から21時まで、1日の12時間を4枠、各3時間ずつとすることで、新たに1枠の開放枠を生み出したいと考えております。

資料の方にお戻りいただきまして、「イ　開放方法の見直し」でございます。3ページの中程でございます。(3)のイになります。こちらにつきましては、芝浜小学校や中学校の体育館につきましては、防球ネットによって安全に2分割することが可能となっております。そのため半面での使用枠を新たに設定し、半面で十分であるという団体に関しましては、半面貸出とすることで、新たな使用枠をつくり出していきたいと考えております。

次に(4)団体登録審査方法の見直しについてです。これまで、ある程度学校や地域と関わりのある団体のみへの貸出が実態となっておりますが、今後は新たな団体が使用するということに対して、学校やPTAの方から安全に対する心配の声が寄せられております。また、現在も名義貸しやマナー、モラルの低い団体も見受けられるため、これらを防ぐために、審査方法を見直すことといたしました。また、学校使用時の遵守事項を明記した誓約書の提出を各届出団体に求め、学校施設における安全性を向上させたいと考えております。

最後に、項番4「今後のスケジュール」でございます。この後3月下旬の区民文教常任委員会へ報告いたします。その後、現在使用している団体への周知を行い、さらに6月の第2回定例会に、条例の一部改正を上程予定としておりますので、その前の5月の教育委員会へ改正案をお諮りする予定としております。

記載が漏れていますが、10月に施設予約システムの受付を開始いたします。こちらは、令和5年12月の使用分からとなっております。

長くなりましたが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員　すみません。既存団体と新規団体というのは、読んで字のごとくで、新規団体は団体

として登録するためには、既存団体と同じ要件が必要であると。一般団体は、基本的に港区と全く関係のないところの人たちが構成している団体。そういうふうに理解していいのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、先生がおっしゃったように、既存団体、新規団体につきましては、両方とも学校施設等使用事前届出団体という枠組みの中に入る団体でございます。違いは、今現在学校を使っているのか、使えていないのかというところでございまして、新たな団体の方は、これから活動を始めるので、必ずしも学校と同じ、この日に使えないといけないというところではないのですが、活動場所がないと活動が始まらないとお困りの団体でございます。

学校施設事前届出団体の要件といたしましては、主に10名以上の団体であって、7割が区民であるということを条件としております。また、規則等できちんと活動を定めている、一定程度認められた団体となっております。

○中村委員 ということは、両方とも、団体として登録はしているのだけれども、ただ実際に新規団体というのは使っていないという、そういうのを新規団体というのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、新規団体は、登録はしているけれども、活動できていない。学校を使用できていない団体。この他に、どうせ使えないのだったら登録していないという団体もいらっしゃいますので、これから新たな枠が出てくることによって、新規団体が増えしていく可能性はあるかと思います。

現に、今年の1月から芝浜小学校の開放をしておりまして、こちらは最初から施設予約システムでやっているのですけれども、これによって、今まで学校を使用できていなかった使用団体が、ある程度使えるようになってきたという実態はございます。こちらは、使用はできているもののシステム予約ですので、既存団体の扱いとは考えておりません。

○中村委員 なるほど。分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、中村先生からご指摘のあった既存団体と新規団体。あるいは登録していない団体とか、今後の問題というところで、前の機械でもシステムを移行するときに、本当にありましたけれども、割とネット等で、そういう団体をつくり上げて、実際に蓋を開けてみると、区外の人間の方が多かったとか。だから、名義貸しだけ区内の人間を使ってとか、実際に来ているのは区外の人間が多い。そういうのは、もう現場の人は分かる訳ですよね。だから内部の実態のところはどうなのだろうかというのをよく見ていただきたいということ。

それから今、中村先生の一番の問題は既成団体と新規団体ってどういうことだということなのですけれども、やはり地域でお父さん主体のサッカーチームがあつたり、お兄さん主体の野球チームがあつたり、それらがもう連盟と活動されているのですね。そういうところが連盟と、今ある学校の体育館なり校庭なりを使っている。そういうところは実績もあるし、子どももどんどん育成して、そのときそこでスポーツを教わった子どもが今、お兄さんなりお父さんになって指導しているようなところがあるので、やはり長く続いているところは、それだけの実績があるので続けてもらいたいと。

ところが、新しくできたところにしては、すでに一番いい時間は既存団体が取ってしまっているではないかとか、という問題がなかなか難しいところなのですけれども。その辺のところを今回ある程度、間を取っているのではないかと思うので。ただやはり団体ができたときに、現実の実情を1回見える化したらそれでいいというのではなくて、実情を何らかの方向で見ていくような形を取らないと、またそういうところに入り込んでくるところもあるし。

それから、会費を取る団体というのは、どうなのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 最初の方のご質問から、まず回答させていただきます。安全面の部分で、名義貸しのお話があったかと思います。先程少し説明はさせていただいておりますが、団体登録の審査方法を見直して、そこを厳格化しております。これまで3年ごとに団体登録は更新手続きをしているのですけれども、ちょうど今が更新時期となっております。今まで小学生、中学生につきましては、どこどこ小学校の何年生と書けば、身分証の提示は求めていなかったのですが、こちら辺が名義貸しの中心になっていましたので、今回は大変恐縮なのですが、団体の皆様にもご理解をいただきまして、子どもといえども身分証の提示、マイナンバーカードなどで住所を確認できるもののご提示をお願いいたしました。多少手間がかかりますので、手続きが大変になったとご意見は頂戴しておりますが、理由を説明したところ概ね皆様に納得していただき、今のところ滞りなく審査の方は進めているところでございます。

もう一つが会費のお話だったかと思いますが、会費につきましては、会則をご提示いただいている中で、月にいくらぐらいの会費を取っているというのは、こちらでも把握をしております。ただ、5,000円ならなくて500円ならいいのかとか、その辺は活動の内容にもよって異なるところがあるかなといったところと、コーチといえども多少外から、例えばOBだとしても電車賃をかけて来てくださっている方には、その分の謝礼を払いたいという団体もいらっしゃいますので、必ずしも私どもの方で、いくらが高い、いくらが安いということは定めておりませんが、活動主体が例えば一般社団法人であったりとか企業経営みたいな形での営利目的の団体の場合には、それは指摘して団体登録は認めずに一般団体枠として扱いたいと考えております。

○田谷委員 よく分かりました。ありがとうございます。特に名義貸しの件は、そういう方法である程度防止できるかと思うのですけれども、やはり営利団体で、かなり前の話になるのですけれども、要するに港区の一等地でテニスができると。そうすると、もう高級テニスクラブみたいな形で会費を取っていたところも過去の事例であったという話を聞いております。実態は、私はよく分かりませんけれども。そういう形になる可能性があるので、その辺のところは十分に気をつけていただきたいと思います。

ただ、ほとんどの既存団体の場合は全部、お父さんお母さんなり、お兄ちゃんなりお姉ちゃんなりが、もうボランティアとして出てきて、今おっしゃるように手弁当でほとんど来ているところもありますが、やはりそういうところには、ある程度の交通費ぐらいは支給されたらよろしいかと思いますし、そういう安価な金額で子どもたちに指導をしていただけるということは、非常に地元としてはありがたいことだと思いますので、その辺のところを踏まえて、よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 基本的には、より広く活用してもらえるようにという姿勢はよろしいかと思いますが、一方で利用団体が増え、利用の時間が増えれば増える程、やはり後の清掃等々、維持管理のコストは増すのだろうと思います。そういう使用に当たって生ずるコストは、負担を求めるのか。あるいは団体のカテゴリーによって、その差をつけるのか。あるいは全くそれは考えていないのか。その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 費用につきましては、使用料といたしましては、学校施設等事前届出団体の場合は免除しております。ただ、夜間の開放において、校庭で夜間照明を使う場合、そういうった設備を持っている学校につきましては、照明料を別途徴収しております。

また、一般団体につきましては、減免規定がございませんので、一般団体には正規の料金を頂戴しております。

○山内委員 了解しました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

3 「ヤングケアラー実態調査」の結果について

○教育長 それでは、次に「ヤングケアラー実態調査」の結果について、説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料に基づきまして、「ヤングケアラー実態調査」の結果について報告をさせていただきます。まず、本編を御覧ください。報告内容のところに書かせていただいていますが、ヤングケアラーについてです。これは本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものことを定義してございます。そのお子さんたちが、実際にどのくらいいるかということも含めて、今回の実態調査を子ども家庭課と教育指導担当でやらせていただいたということになります。

こちらの本編のところの項目2を御覧ください。この調査をやっての「主な課題」というところで出たものについて、ご説明します。まず1点目が、子どもへの調査結果のところです。家族などの世話をしている子どもが、区がヤングケアラーとして把握していた数よりも多く出たという結果が出ました。こちらについては、後で細かくご説明をさせていただきたいと思います。このことから、やはり表面化していない家庭の早期把握と支援につなげることが課題だということが、1点出ました。

2点目が、高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所への調査結果というところで、これも後程別紙の方でご説明しますが、調査対象が区立の小学校に在籍しているお子さんたち中学生、高校生、高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所。あと区立小中学校の教員という形にしております。その中で出てきた数がこちらで、事業所として確認したところで、子どもの心配な様子には気づいたけれども、緊急性が低いというふうに見ていて、支援につなげていなかったり、実際の状況が掴みづらかったりということも、この調査からも確認できていますというところで、やはり早期発見して、地域全体が支える体制を強化する必要があるという課題が出ました。

この課題を解決するために、項番3のところなのですが、ヤングケアラー支援に係るガイドラインを作成することとなりました。こちらの2ページ目のスケジュールのところに書かせていただいているのですが、令和5年の5月中旬に港区ヤングケアラー支援体制検討委員会を開催して、そちらで色々検討した上でガイドラインを。一応今のところの予定ですと、令和6年の1月に完成するという形で進めています。

2ページ目のところに、二つ目に課題解決の一つとして、ヤングケアラーのコーディネーターを配置させていただきます。こちらは、実際にヤングケアラーを見つけるというのは、コーディネーターが見つけるというのは、なかなか不可能に近いのですが、周りの大人がそういう様子を気づくということが大切ですので、どういう視点で子どもたちを見守っていけばいいのかとか、怪しいなと思ったら、どういうふうに関係機関につなげていけばいいかとか。そういうことを大人たちに研修をしたり、教えてくださったりするというような役割を担い、こちらは子ども家庭支援センターに2名配置する予定になってございます。

スケジュールに書かせていただいているが、教育委員会でご報告させていただいた後、保健福祉常任委員会、区民文教常任委員会へ報告後、区のホームページでこちらの結果について周知をします。この後、令和5年4月1日からヤングケアラー・コーディネーターを配置して、5月中旬にこちらの支援体制検討委員会を開催し、ガイドラインを作成するというような流れになっていきます。

すみません。別紙の方を御覧いただくことは可能でしょうか。こちらになります。簡単にご説明させていただきますと、1ページの左側の調査対象のところに、大きく六つの調査対象がありました。区立の小学生ですが、小学生は区立の小学校に通っているお子さんしかしなかったというところなのですが、タブレット端末を利用して回答させていただくと。中学生に関しては、区立の子はタブレットで。私立のお子さんは郵送してQRコードを読んでもらって電子で回答か、紙媒体で回答していただくという形になってございます。

1ページの右側の「子ども向け調査」のところで、どんな調査をしたかというと、ヤングケアラーという認知度。そういう言葉を知っていますかとか。それから世話をしている家族の有無とか。これを見ると実は世話をしている家族の有無のところに1年生から3年生が一番多く書いてあるのですけれども、読み解いていくと意味が分からず、少しお手伝いしたらここに入ってしまっているということもあったりしていましたので、そこについては丁寧に子家センの方で分析をしてくれている感じになっています。

2ページ目を御覧ください。世話を必要としている人は誰なのかとか、世話の頻度はどうなのかとか、世話をしている時間。世話を始めた年齢など、そのような形で出てきています。世話をし始めた年齢のところで12歳あたりが一番多く出てきているのですが、やはりこの辺からしっかりヤングケアラーの意味も理解して、答えているのであろうということを分析結果としては思っているところです。

おめくりいただいて、3ページの「世話をしていることによる生活への支障」のところで、特にないという方が一番多かったのですけれども、やはり友達と遊べないであるとか、睡眠時間が足り

ない、宿題をする時間がないということが出てきているので、この辺については対応してあげないといけないのでないかなという形が出てきています。3ページ目の右側の「学校や周囲の大人に助けてほしいことや、必要としている手助け」というところでいいますと、やはりお金の面のことや勉強を教えてほしい、自由に過ごせる場所がほしいというような結果が出ていました。

すみません。4ページ以降は、事業所向けの調査になるので、大人に向けて気づいたことを聞いている形になります。

5ページが、学校の教員向けに同じような調査で、ヤングケアラーの認知度や実態把握。ヤングケアラーと思われる児童・生徒の数ということをさせていただいて、6ページのところでいいますと、結果としてこの調査を総合的に見て、数が無作為。何て言うのですかね。匿名で取っているものなのですけれども、公立でいうと小中学生で16人という数が出てきました。この後、本来は特定できるものではないのですが、区長の方からも命が出て確認できる範囲でというところで、内々で区長の命を受けて、子家センと学校の方が調査をしたところ、偶然ですが16名、皆が子家センにつながっていたということが分かりました。

つながっているのも、ヤングケアラーでというつながり方ではなく、生活の不安であったり、家事負担のところであったり、そういうつながり方をしていたので、学校の方もおそらくこの子であろうという形で様子を見ていく様な形になっているものでございます。いずれにしても今回この調査によって出た課題の二つで、ガイドラインを作成し、コーディネーターがいることによって、しっかりとみんながそのことを知って、手立てできるような体制づくりが大事かなというところの報告でございました。

長くなりましたが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今のご報告のところでもあったのですけれども、やはりヤングケアラーの、言い方は悪いですけれども洗い出しというのは非常に難しいと。子ども自身が「もうそういうものだ」と思ってしまっているというところが一番の問題ですよね。

例えば、学校に来る時間も遅刻して学校に来て、その理由も明らかにしないまま。それで学校も早く、授業が終わったらすぐ帰る、お友達と遊んだりもしないで帰る。それでおじいちゃん、おばあちゃんなり。ここだと兄弟が多いというお話だったのですけれども、あるいは障害を持っているお子さん。あるいはすごく年少の子ども、兄弟の面倒を見るという感じで、そういうのってなかなか子どもの口からは、どうしていますというのは聞き出しにくいですよね。朝遅刻の回数が多い、それは寝不足だから遅刻の回数が多いとか。放課後に友達と遊んでいる、遊べないというのは、なかなか学校レベルでは分からぬし、その辺のところの洗い出しあは、非常にご苦労されることだと思うのですけれども。でも結構とてもよく調べていただいていると思うし。

ただ、先程のヤングケアラーの認知度、別紙2のところで、低学年が著しく多いというのは、多分その辺の認知度の問題もあって。自分がそうなのか、そうではないのかが分からぬというところもあると思うので、実際はそうなのだけれどもそう思わないし、少しお母さんのお手伝いいただ

けでも「あ、家庭の手伝いをしている」と思ってしまうというところが、この71. 何パーセントというところに反映されてしまっていると思うのですけれども。その辺のところをいかに細かく子どもの様子から、見極めていくかというところは、やはり今後も続けて努力していただきたいと思います。16人というところが、何か非常に数が少ないような気がするのですけれども、なかなかその辺の見極めが難しいのかなということです。よろしくお願ひします。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 区が把握していた人数よりも割合的にヤングケアラーの数が多いということが把握できたことが、まず重要だと思っています。

今、田谷委員がおっしゃった、自分でヤングケアラーかどうか気づいていないという方も多いということに加えて、ヤングケアラーだという認識があっても、調査結果の、「特に困っていることがない」が5割以上、必要な手助けについても「特にない」が5割だという回答が気になります。おそらく、自分の色々な活動や心に制約が生じていることすら、感じられていないのではないかでしょうか。

それとの関係で、今回の報告結果の概要にも書いていただいているのですけれども、子どもの心配の様子に気づいたけれども、緊急性が低いと考え支援されていないという点も気になります。子ども自身が制約に気づいていないことがあるので、難しいところはあると思うのですけれども、今把握されている16人以上にも、確実にもっと多く支援が必要な子がいるだろうと思われる所以、専門家の考えを聞きながらではありますが、結局、一対一で、具体的に質問していくことによって、実態を把握していくしかないのだろうと思います。時間がかかる作業だと思うのですけれども、とても必要なことなので、ぜひやっていっていただけたらと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 一つ教えていただきたいのですけれども、該当する児童や生徒がいた場合、我々としては、どういうケアができるのかというの、いかがなものでしょうか。

○教育指導担当課長 ケースにもよるのですけれども、偶然ですが今回の16人が子家センとつながっていたので、子家センの方で家庭訪問なり、少なくとも月1回は支援をしている家庭が多かつたので、そちらでどんな様子か見てもらったり、あと学校の方で毎月1回のアンケートをしていたりするので、そういうところにも工夫して、実はヤングケアラーっぽい質問なども入れてもらっているのですけれども、なかなか上がってこない現状があります。家に仕事が多いとしても、当たり前のこととして答えたら「多くない」と答えてしまうのかなと思うので、そこについても書き方を工夫すると。

あとは、生活指導主任会、これはもう実際にやったのですけれども、どういう子がヤングケアラーだということを先生たちが知らないということも課題です。例えば料理を頻繁的に、月に半分以上メインで料理をつくるとかだと、結構ヤングケアラーの定義みたいなところに入っているのです。

でも別に気にしないで、それを世話ではなくて、自分でという子もいるかもしれない、それは選別しなければいけないなどがあるので、そういったことも教師がしっかり知っておくことが大事です。あとは個別のケアで色々話を聞いたりというところです。場合によっては、SCにつなぐとかということもあるかなと思っています。長くなりました。すみません。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 分かりました。

○山内委員 まず一つは、この実態調査は非常に貴重な資料だと思うのです。ただ、これをきちんと読み解けるようなところまで分析をしないともったいないと思います。

一つは、やはり実際にヤングケアラーに該当するような子どもたち。あるいはそこに準ずるような子どもたちがどのくらいいるかということの把握をきちんとすることが重要で、今の話ですと、子ども向け調査で世話を必要としている人という回答が、非常に人数が多くなっている。しかし、その世話というのは、ヤングケアラーには該当しない世話も相当含まれている可能性があるので、いや、これは多すぎるよねという見方で終わってしまう可能性がある。

一方で、事業所の調査等々からすると、今把握している人が十数人いますというところで、そこはきちんとつながっています、で終わってしまう。でも実際は、本当にニーズのある対象は、その間にいる訳です。それをどれぐらいあるかというのをある程度見えるようにすることが、次につながるのではないかと思います。

そうすると、この調査の分析をこれで終わりにしないことが大事で、例えば子ども向け調査について言えば、「世話をしていることによる生活への支障」、それぞれの項目の回答の割合は出ているのですけれども、やはりこの組み合わせ方を見ていくと、ある程度色々な生活に支障が出ている人の実態や状況が見えてくる。あと、その規模が見えてきますよね。

それから、「学校へ周囲の大人に助けてほしいことや、必要としている手助け」で回答している子どもたちの割合も各項目には出ているのですけれども、この組み合わせ方を見ると、よりその困り具合というのが見えてくる。

そういうものをあぶり出した上で、そのあぶり出したそれぞれの集団について、では実際に世話をしている時間はどのくらいかとか、頻度はどのくらいかというのをさらに出していくと、実はもともと見たいと思っていた、潜在的なヤングケアラーの規模というのも見えてくると思うのです。ですから、それをぜひこれからさらに分析をされる必要があると思います。

以上です。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。少し子家センとも相談しながら、これで終わりという訳ではないので、ここからがスタートだというところなので、対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 結局なぜ子どもたちが本来家庭、特に親や兄弟でしっかりと分担しながらやっていくべき話のものを、子どもに結局集中てしまっているのかという問題点を、やはり今、山内委員が

言わされたような方法で、しっかりとその原因を絞っていくことが、この統計資料を使って調査していくということで大事だと思うのですけれども。

港区は、やはり例えばヤングケアラーと児童生徒と学校の状況の中で、33.3%ですから3分の1が、例えば教材費、給食費等の支払いが遅れると。3分の1しかいないということは、やはり経済的な問題は根本的な原因ではないのかなと。

我々の感覚からすると、やはりなかなか経済的に厳しいから結局、本来だったら例えば誰かヘルパーを呼ぶとか、そういうような形でお金を出せばそういうものはやってもらえると。ところがやはり経済的に厳しいので、どうしても学校から早く帰ってくる子どもたちにしわ寄せがいっているというのは、だからこういうところは、もう少し多いのかなと思ったのですけれども。港区の場合は、やはり父兄がそれなりの経済的基盤を持っていらっしゃる方が多いので、少ないのかなと。

あとはやはり持ち物の忘れ物が多いとか、精神的な不安定さがあるとか、学校を休みがちだというのがそれよりもパーセンテージで多いので、やはりその辺が子家センともつながっている原因なのかなと思います。

ですから、やはり複合的な原因があるのではないかと。あるいは親が全く理解を示さない。自分たちは仕事で忙しいから、子どもにそんなのやってもらうのは当たり前だろみたいな、そんな発想で思っているところにも原因があるかもしれないし、そこら辺を含めた、特に港区の場合には経済的に余り困っている人が少ないので、余計にこの問題というのは、深い根があるのかなという気がします。

ですから、そんなところを注視しながら、この統計結果を基にもう少し、先程山内委員が言ったような形で、しっかりと論点を絞って、このヤングケアラーの原因。そして、それに対する対応は図っていかなければいけないかなと思いましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、中村先生もおっしゃった経済的貧困率が低いというところはあると思うのですが、僕はそういう意味の経済的貧困だから、そういうケアする人間が雇えたり、そういう機関にお願いすることができないからうちで見る。そうすると、一番時間があるのは生徒になってしまうということ。

あと、やはりネグレクト者候補で。要するに弟が障害者だと。そうすると母親が見るなりなんなりって、でもやはりそういうところがそういう思考があるから、「じゃあお兄ちゃんが面倒を見なさい」とかね。ほかにも色々理由があると思うのですけれども、その辺の洗い出しが非常に難しいと思うのですよね。だから、この数字自体も16という数字が多いか少ないかというところも出てくると思うし、実際はもつといいるかもしれないし。また回答の仕方によっては、子どもが理解できないうから、ものすごく増えてしまう可能性もあるし。

ただ、やはり中には小学校低学年でも、学校が終わったらすぐにおうちに帰って、そういう方た

ちのためにご飯の支度をしてあげるとか、そういう児童というのはいるかもしれないが、その辺の洗い出し自体が、これは非常に難しい問題だと思うのですけれども。その辺のところを今それぞれ、山内先生も寺原先生も中村先生も言わされましたけれども、慎重な調査が必要で、やはりこういうことだと思うのです、知ること。規模を知ること、その次にどういう内容をしているか知ること。もう一つ何かワンクッションぐらいあって、最終的にはどういうふうに対応してあげればいいのかというところ。僕は最終的にヤングケアラーにはどういうふうな施策なのか分かりません、方法を持ってその子たちを助けてあげたらいいのか、お手伝いしてあげたらいいのかというところになるかなと。

結構大人の世代でも、年寄りでもう歩けなくなってしまったけれども、どうしたらしいだろう。その辺が分からぬ人が多い訳です。福祉課に行くなり、高齢者何とかセンターなんかに行って、どうしたらしいかという相談をしてくれればいい。港区だって十分手厚いデイサービスとか、それから特別養護なんかの設備もあるという、そういうのも全然分からぬ訳ですよね。

だから、大人でも大人のケアをするのに、これだけ区は懇切丁寧に説明していても知らない世代、知らない方たちがいらっしゃるので。ヤングケアラーなんかもそういう形で、そうしてこういうふうにしてあげたらいいというところができるだけでも、大分そういう子どもの数が減ってくるのではないかなど。

まず「ヤングケアラー」という言葉自体、つい最近の言葉だと私は思いますので、色々これから先、まだまだそういうところの道は長いと思うのですけれども、なるべく早くそういう子どもを助けてあげたいと私は思っております。よろしくお願ひいたします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 少し分かれば教えてほしいのですけれども、今、公立の小中学校で、大体どれぐらいのヤングケアラーがいるかという全国的な数字とかは何か出ているのですか。

○教育指導担当課長 いや、出ていないのです。江戸川区が、個別に聞き取りをすると言って、うちが個別の聞き取りだけではなくて、生活アンケートができたのですけれども、一括、これで大々的に調査しますと言ったのだが、2つの区なので、あまりないそうです。新聞記者からも言われています。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 私からは2点追加があって、一つはヤングケアラー・コーディネーターというのは、やはり鍵になる訳ですが、ここで専門的知見のあるとありますけれども、その専門的な知見のあるヤングケアラー・コーディネーターをどう見いだして、どうその人を機能できるようにするかというのが一つ課題だと思います。そこで、その見通しについて、ぜひここでご紹介いただきたいと思います。

ただもう一つは、やはり実際に潜在的なヤングケアラーの子どもたちを見いだすのは、例えば小学校、あるいは中学校であったり、もしかしたら学童であったり、色々な場所が考えられるので、

実はヤングケアラー・コーディネーターを配置して安心というものではなくて、やはり学校の先生たちとか、あるいは保健室の養護教諭であったり、あるいは学校に関するカウンセラーであったり。幅広い人たちがうまくつながっていくことが大切になる訳です。そこにヤングケアラー・コーディネーターを組み入れないとうまく機能しないだろうと思います。だからその仕組みをどういうふうに作っていくのかということも併せてお話をいただければと思います。

あと2点目は、確かに港区は区民の経済的な水準は高いので、経済的な事情によるところは少ないだろうとみんな見る訳です。ただ、それはある意味平均的な分布の中で見ていることであって、実際にはやはり所得のばらつきというのは相当ある訳ですから、余り平均の値に惑わされないで、所得の下の方のばらつき。要するにいくら平均の所得水準が高くても、低い人たちはいるのだというところを忘れないで、そこに向けての施策をどうするのか。その人たちの状況はどうかということは考えていく必要があるだろうと思いました。平均が高いと、余りみんなが認識していると、低いところへの手当というのが、どうしても仕掛けとして十分でなくなる懸念になりますから、それはやはり常に意識しておいた方がいいかなと思いました。

私からは以上です。

○教育指導担当課長 まずヤングケアラー・コーディネーターは、子家センの方で配置をします。資格要件としては、社会福祉士。それから精神保健福祉士、または保健師の資格を有して、かつ児童相談所や生活保護のケースワーカー等の経験が3年以上ある方で応募しています。

全国調査というのではないのですけれども、ヤングケアラー・コーディネーターは福島県、岐阜県、宮崎県、豊橋市、それから佐野市などは、既に配置をしているそうです。特別区で言うと、先程の調査が江戸川区という話をしましたけれども、江戸川区が今年度から、令和4年の4月から配置をしているというところで把握しています。

2点目の所得のばらつきの関係については、少し話がずれてしまいますが、港区の場合、学びの未来応援ケース会議というのをやっていて、所得云々からあっても経済的だけではなくて、恵まれていないというのもあっても、最初は当然そういう子ばかりがケース会議で上がってくるのかと思うと、結構そうではなくて。お母様が外国籍の方で色々働くくてはいけない。仕事も三つ掛け持ちをしていて、お1人でお子さんを育てているので、なかなか手が回らないとか、そういうことがケース会議に上がって来て、どんな手立てをするのがいいのかという話もあるので、山内先生がおっしゃったように、所得がいいだけではなく、総合的に子どもたちにとってというのを見ていかなくてはいけないかなと。

ただ、余りにも個の差が港区の場合は多いということがあるので、その辺は学校から、この子について一緒に考えたいというのが上がってくるので、教育委員会の私のレベルでも結構な数の子どものことをちゃんと知っていて、こんな手立てをしていますというのが、港区の良さでもあるのかなと思うので、このヤングケアラーのお子さんについても、そのように対応できたらなと思っています。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。それでは今、たくさん意見を頂きましたので、またそれを踏

まえてこの課題については、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、何かございますでしょうか。

○寺原委員 今日からマスクの着用が自己判断になりましたが、前にもペーパーではご報告いただいているとは思うのですが、区立の小中学校で、子どもたちにどのように周知しているのかということを改めて教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 一応私たちは、学校に対して説明をして、学校から当然お子さんたちに行くのですけれども、3月31日までは継続、マスクをして、手指消毒をしっかりとしてという現行の対応のままでです。卒業式のみ、4月1日以降に想定される対応であるマスクを外して、担任も外して参加するという形になっています。

この後細かく、文科省等の方からも通知が来る予定なのですけれども、原則マスクをすることを求める指導の方針という形になるかと思います。ですので、子どもたちにはそのような旨で、3月1日までは一応今のルールで行くと。マスクはするし、そういう形でやるからねという指導をしているところです。

○寺原委員 分かりました。そうすると、4月以降は基本的には授業中もマスクを自己判断で外したい子は外して、給食についても、以前のような形に戻る可能性が高いということになりますでしょうか。

○教育指導担当課長 可能性としてはあるかなと。ただ、感染状況によっては、もしかしたらそれはうちの方では原則そうするけれども、当面の間は前を向いてくださいとか。あとは、コロナと関係ないときに、給食のときって結構マスクをして準備をしている学校が多かったと思うので、そこも含めてきちんと港区としてどうしていくかということは、しっかりと学校にも示していきたいというところです。

○寺原委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。次回、臨時会は3月27日月曜日午前を予定してございます。オンラインでの開催ということですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博